

同等品確認手順について

仕様書等に記載した規格及び参考備品として示したメーカー、型番、規格等のほかに、同等以上の物品（以下「同等品」という。）を選定し、入札に参加することができる。

同等品を選定する場合は、次の手続きにより同等品の確認を行わなければならない。

1 同等品の定義

同等品とは、仕様書等に記載した規格（形状、材質、大きさ、色等）、品質、性能が参考備品と同等以上であって、定価が参考品と同等以上であるものとする。

2 同等品認定手順

同等品の認定を受けようとする事業者は、糸田町が指定する日時までに、「同等品確認書」（別紙）に資料等を添付の上、担当課に提出するものとする。

3 同等品承認日承認の通知

同等品確認書を提出後に承認、不承認を記入した後、メール又はFAXで返信するものとする。

審査結果は、提出した事業者のみに返信するものとする。

4 提出期限を超えて提出された場合

提出期限を超えて提出された同等品確認書は無効とする。

5 注意事項

同等品として認定を受けていない物品で入札を行い落札した場合は、参考備品で記載している備品で納入するものとする。